

お子さんのいなご夫婦へ伝えたい

遺言書のススメ



漫画
すがのさち
原作
代経堂司
司法書士事務所
高橋朋宏



たった一通、遺言書があれば
**全財産を奥さんに
残すことができるのに…！**

司法書士 高橋朋宏が、幼い頃に体験した
鮮烈な出来事をきっかけに、どうしても
伝えたい熱い想いを漫画化！



◆代表司法書士 高橋朋宏プロフィール

北海道札幌平岸高等学校卒業。
その日暮らしの20歳の時、「人の役に立つ仕事がしたい」と一念発起。
学歴がない中、合格率3%の司法書士試験に挑戦。
度重なる不合格で挫折するも、周りに支えられて4年で合格。
平成26年、経堂で30年続く司法書士事務所を承継し、代表に就任。
現在、子供のいない夫婦の遺言書作成に力を入れている。
理念『人と人を繋いで、世の中に笑顔を増やしていく』

お子さんのいないご夫婦へ伝えたい

遺言書のススメ



経堂司法書士事務所
代表司法書士 高橋 朋宏

◆代表挨拶

『人と人を繋いで、世の中に笑顔を増やしていく』

これが、当事務所の理念です。

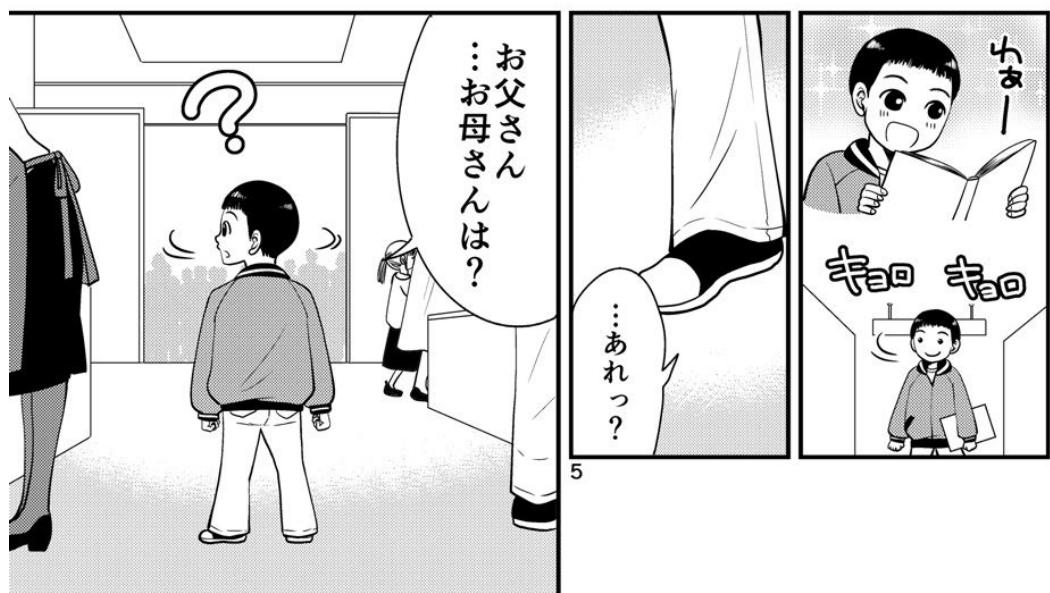
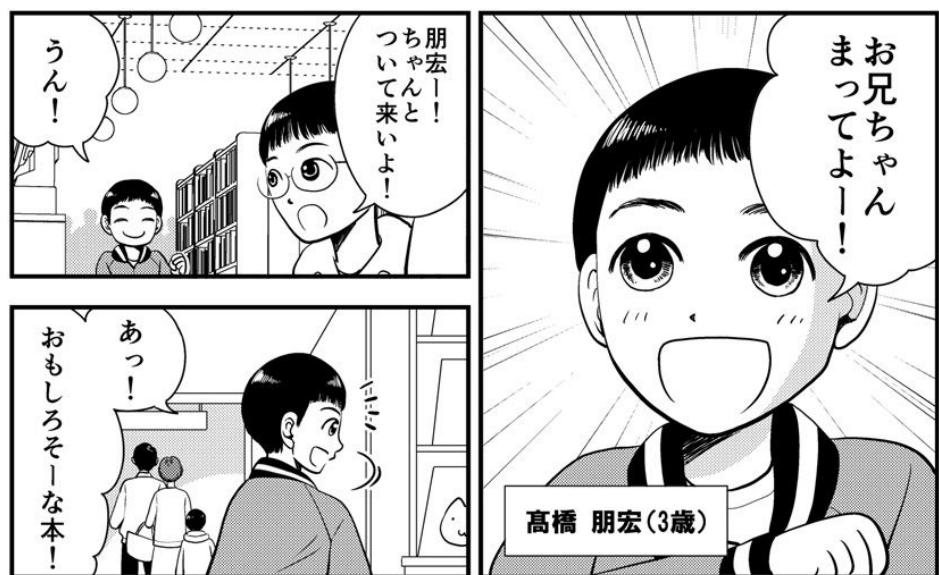
相続についても同じで、亡くなつた方から次の世代へ、財産や想いを繋ぐお手伝いをしています。

しかし、中には残された「家族が「笑顔になれない」ケースもあります。その典型が、「子供のいない夫婦」が「遺言書を作つていない」場合です。

このパンフレットでは、

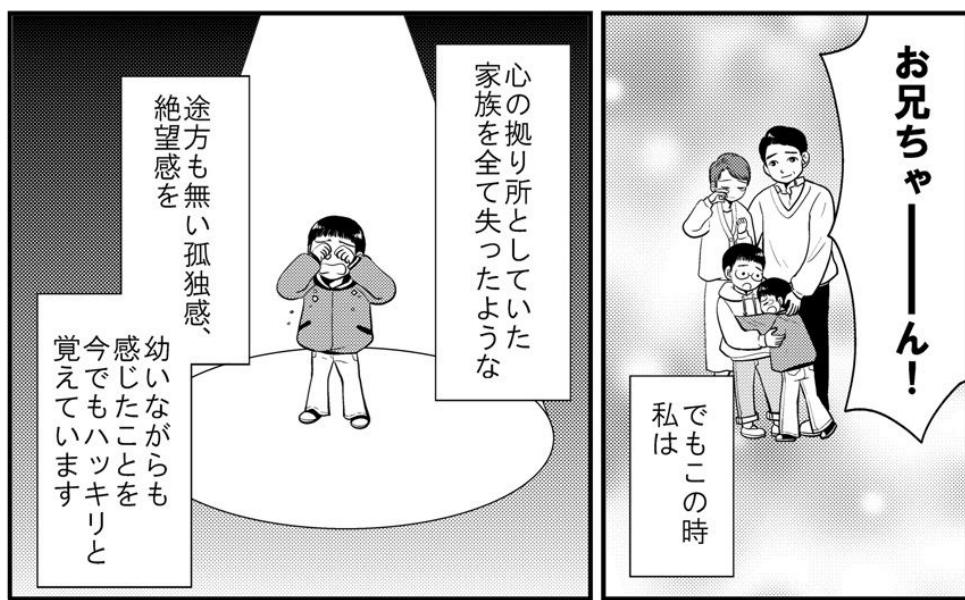


- なぜ、子供のいない夫婦に遺言書が必要なのか？
 - なぜ、当事務所ではその業務に力を入れているのか？
について、漫画で分かりやすく解説しています。
- あなたの最も大切な人は、誰でしょう。
- その人が安心して暮らせる未来を実現したいと思いませんか？
- 当事務所との出会いが、その第一歩になれば幸いです。

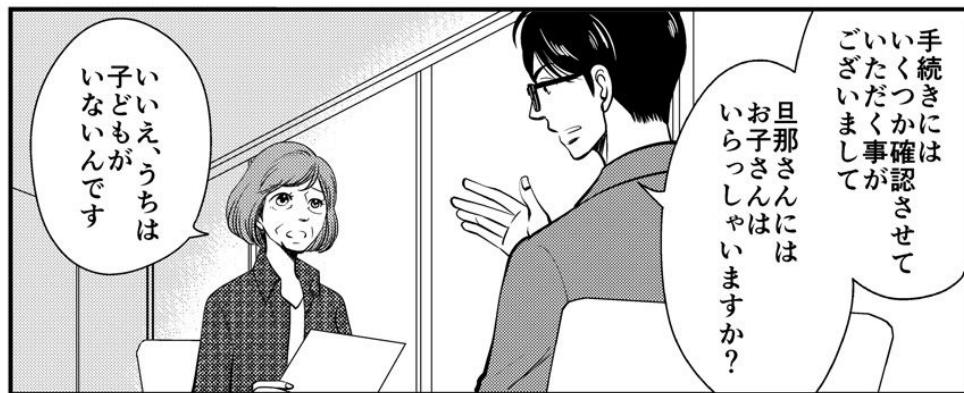


















※コラム参照



13



KYODO 経堂司法事務所

コラム 「たった一通遺言書があれば、全財産を奥さんに残すことができるのに…！」

- 子供と孫はいない

●両親と祖父母は亡くなっている

●兄弟姉妹がいる

そんな夫婦の一方が亡くなった場合、相続人は

- ①配偶者(相続分4分の3)
- ②兄弟姉妹(相続分4分の1)

となります。

【遺言書なしの場合】

配偶者が全財産を相続するには遺産分割協議が必要です。

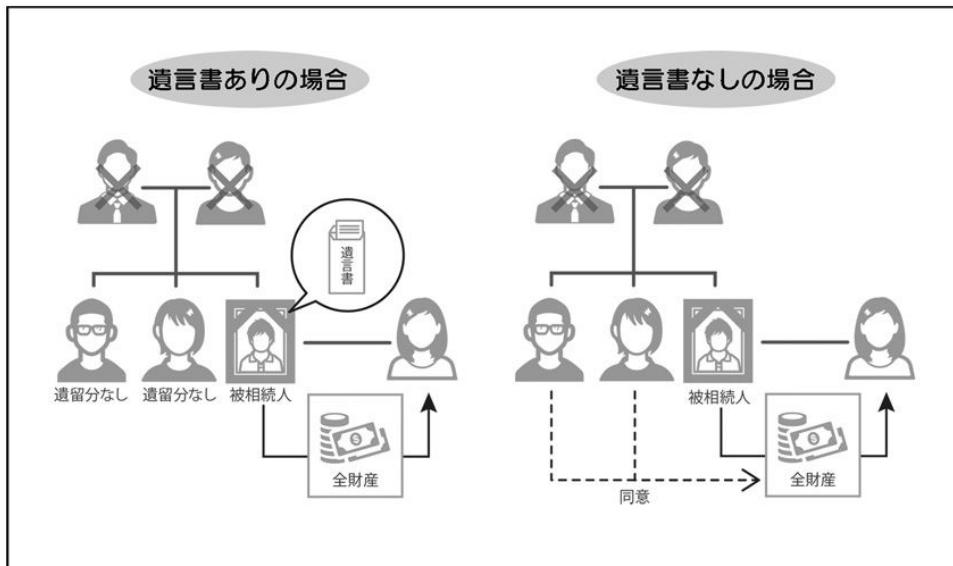
兄弟姉妹の同意がないと、協議は成立しません。

【遺言書ありの場合】

相続人には、原則として遺留分(最低限の相続分)があります。

遺留分を侵害する遺言書も有効ですが、相続人は侵害された遺留分を主張できます。しかし、兄弟姉妹には遺留分がありません。

そのため、「全財産を配偶者に相続させる」という遺言書があれば、兄弟姉妹は相続分を主張できません。



良くあるご質問



Q.相談料はかかりますか？



A.遺言に関するご相談は初回無料になります。



Q.予約は必要ですか？



A.必要です。ご予約なしでお越しいただいても、対応できない場合があります。



Q.土日祝の相談には対応していますか？



A.原則、平日の日中でお願いしています。どうしても難しい場合は、平日の夜や土日祝でのご相談にも応じています。



Q.出張相談にも対応していますか？



A.対応しています。その場合、日当と交通費が発生します。



Q.相談は司法書士が対応していますか？



A.遺言書作成専門の司法書士が相談に応じます。

お子さんのいないご夫婦へ伝えたい
遺言書のススメ

2019年10月25日 第1刷
発行者：高橋 朋宏 発行：経営司法書士事務所
制作：MANGAプランディング



〒156-0051

東京都世田谷区宮坂3-9-4アルカディア経堂1階

経堂司法書士

Q検索



お電話でのお問い合わせ
03-3420-1879

【受付時間】平日9:00~17:30

初回相談無料です。お気軽にお問い合わせください。